

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表について（令和5年9月公表）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規程に基づく実施状況の公表については、以下のとおりです。

1. 管理職員数に占める女性割合の引き上げを図る。

【実施状況】

前回目標		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	目標		R5
数値	年度								数値	年度	
20%	R3	9.5%	19%	19%	18.1%	22.7%	22.7%	26%	20%	R7	18.2%

令和5年度においては、女性課長の定年退職等があり目標達成は出来なかった。  
目標達成できるよう、各種研修等の充実により積極的な人材育成を行う。

2. 男性の育児休暇取得の促進を図る。

【実施状況】

前回目標		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	目標		R5
数値	年度								数値	年度	
10%	R3	0%	0%	14.3%	0%	22.2%	33.3%	36.4%	20%	R7	—%

令和4年度は、11名の対象者のうち、4名の男性職員が育児休業を取得し、目標を達成することができた。

また、令和4年3月に「室戸市職員の育児休業等に関する条例」を一部改正したことにより、勤務環境の整備に関する措置として、育児休業に関する研修の実施や相談体制の整備等も追加している。

今後も男性の育児休業の取得率が向上するよう、対象となる職員への更なる制度の周知を徹底すると共に、庁内全体の理解を深め、取得しやすい職場環境の整備を図り、制度の活用促進につなげていく。

3. ハラスメントに対する意識を向上させる。

【実施状況】

前回目標		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	目標		R5
数値	年度								数値	年度	
要綱整備	R3	整備済み	整備済み	整備済み	研修実施	研修実施	研修延期	研修実施	毎年研修実施	R7	実施予定

「室戸市職員のハラスメントの防止に関する規程」及び「ハラスメントを防止するために職員が認識すべき事項」も併せて庁内への周知を行った。

また、ハラスメントに対する正しい知識を持ち、だれもが働きやすい職場環境を整備していくために、令和4年度においても班長以上を対象としたハラスメント研修を実施した。引き続き、継続して研修や制度の周知により意識の向上に努める。

4. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得促進を図る。

【実施状況】

	前回目標		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	目標		R5
	数値	年度								数値	年度	
出産休暇取得率	100%	R3	42.9%	40%	100%	30%	44.4%	66.6%	36.7%	100%	R7	－%
育児参加休暇取得率	30%	R3	0%	0%	0%	0%	11.1%	66.6%	66.6%	100%	R7	－%

令和4年度について、出産休暇取得率が令和3年度に比べ減少している。

徐々に制度の周知が進んできてはいるが、引き続き、対象となる職員へ個別に制度の周知を行うと共に、庁内全体の理解を深め、取得しやすい職場環境の整備を図り、制度の活用促進につなげていく。